平成２２年（フ）第７３号
神奈川県厚木市飯山1036番地１
債務者　遠藤六七八
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１５号
愛知県犬山市大字犬山字南別祖15番地１
債務者　田口　俊一
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１７号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字堂子222番地
債務者　千田　真大
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第９０６５号
大阪市旭区中宮３丁目11番10号　いすずハイツ201、前住所大阪市旭区中宮２丁目25番８号
債務者　平井美佐子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１６０号
大阪市住吉区遠里小野６丁目17番９号　コーポＳＥＩ102号
債務者　敦賀谷　仁（旧姓郷司山）
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００７１号
大阪府枚方市長尾家具町１丁目13番地の36
債務者　瀧川トミコ
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１７１号
大阪府摂津市東別府２丁目20番33号、住民票上の住所大阪府交野市星田９丁目８番４－302号
債務者　中山　　裕
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５号
大阪府東大阪市花園西町２丁目５番８号
債務者　長谷川尚子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目30番７号
債務者　粉川　祥江
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３１号
大阪市平野区瓜破西１丁目９番70―1661号
債務者　松岡　昭子（旧姓中島）
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７４号
大阪府八尾市安中町３丁目３番25号　三和ハイツ107号
債務者　横山　隆子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８３号
大阪府大東市錦町７番21号　パーソナル13番館305号
債務者　足立　真吾
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７８号
大阪市港区三先２－１－19　デイズハイツ三先802、住民票上の住所大阪市住之江区平林南２丁目１番２号　402
債務者　文字　　修
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５０号
大阪市西成区旭３丁目９番38号　レオパレス栄楽荘202号
債務者　椎谷　悦子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２６号
大阪府茨木市星見町20番23号
債務者　足立　孝市
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９４号
大阪市平野区瓜破西２丁目８番23号　川本方、住民票上の住所大阪市住吉区万代６丁目10番14号
債務者　木村　盛俊
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９２号
大阪府豊中市桜の町５丁目２番16号
債務者　川本　正樹
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部